

件名 インディアナ州における復興計画第5段階及びマスク等着用義務の延長について

ポイント

10月15日(水)、ホルコム知事が関連の行政命令に署名し、9月26日0時1分から10月17日23時59分まで有効となっていた復興計画の第5段階を11月14日23時59分まで延長することを発表しました。また、マスク等着用の義務付けについても引き続き同じ期限まで延長され有効となります。

この命令に違反していることに関し口頭の警告等を受けても命令に従わない場合は、事業の閉鎖命令、更には営業免許や許可が取消されるとともに、地方検察官に事案が送られる可能性があります。

詳細は本文と関連のリンクを御覧ください。

本文

10月15日(水)、ホルコム知事が関連の行政命令に署名し、9月26日0時1分から10月17日23時59分まで有効となっていた復興計画の第5段階を11月14日23時59分まで延長することを発表しました。また、マスク等着用の義務付けについても引き続き同じ期限まで延長され有効となります。

なお、地方自治体ごとに独自の条例や規則等を定めることを妨げていませんので、各自治体で一層厳しい条例等が設定されることもあります。また、毎週、郡ごとに新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて4色(青、黄色、オレンジ、赤)に分類を行い、状況が悪化した場合は追加的な措置が講じられる可能性があります。今後、お住まいの地域における動きをご確認ください。

関連行政命令は以下のリンクを御覧ください。

<https://www.in.gov/gov/files/Executive%20Order%202020-46%20Stage%205%20Continued.pdf>

郡ごとの色分けは以下のリンクを御覧ください。

<https://www.coronavirus.in.gov/2393.htm>

○第五段階の措置内容:9月26日0時1分～11月14日23時59分

行政命令に記載されている要求、規制及び禁止事項に従う限り、営利・非営利団体又は教育機関等の活動は通常通りに再開・実施してよいとされています。

○行政命令に記載されている要求、規制及び禁止事項(抜粋)

すべての事業において、従業員の健康状態確認プロセスや、感染防止のための職場清掃措置、手洗い・サニタイザーの利用、社会的距離確保の遵守等を最低限規定した COVID 対応計画を作成し、または既にある場合は再度評価した上で、従業員に周知するとともに公表することが求められています。

また、社会的距離の確保及び衛生措置要求を遵守するため、6フィートの距離を示すこと、サニタイザーなどを従業員・顧客に利用可能とすること、高齢者やコロナに脆弱な顧客向けに通常と分けた営業時間を設けること、オンラインで情報を公表することなどの積極的な措置が、適用可能な場合は求められています。

レストランやバーなどの食事と飲物を対面で提供する施設においては、座席は異なるグループと6フィートの距離を空けて配置し、顧客は店内では着席しなければいけません。また、ドリンクバーやビュッフェ形式も、推奨はしないものの認められるとされています。

500人を超える規模の集まりやイベントは、14日以上前に地域の公衆衛生局へ計画を提出しなければいけません。

○マスク等着用の義務付け: 7月27日0時1分～11月14日23時59分

屋内施設や公共交通機関、学校等においてマスクまたはフェースカバー(鼻と口を覆うもの)の着用を義務付けるものです。但し、8歳以下の子供や医療的観点からマスクやフェースカバーの着用が合理的でない個人等は着用義務の例外とされています。

マスク等の着用は、具体的には店舗内や公共の屋内施設内、屋外の公共空間で社会的距離が確保できない場合、公共交通機関やタクシー・ライドシェアを利用する際、K-12 の学校内などにおいて義務づけられています。なお、別の行政命令に基づき義務づけられているレストランやバー等の従業員のマスク着用は引き続き継続して適用されます。

○法執行体制

職場の安全基準違反に関しては IOSHA(インディアナ労働安全衛生局)が、それ以外の点については法執行対応チームが、本命令違反に係る通報に対して調査を行います。この命令に従わない場合は、法執行対応チームが口頭での警告を行いますが、それでも命令に従わない場合には、書面による中止命令が出され、事業の閉鎖命令、更には営業免許や許可が取消されるとともに、地方検察官に事案が送られる可能性があります。

○在留邦人の皆様におかれては、良き市民として今回の命令の遵守に努め、最小限の外出に留め、引き続き関連情報の収集に努めて下さい。

※9月26日からの移行に際し発出した領事メールは以下のリンクを御覧ください。

<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/100096279.pdf>

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400(24 時間対応)(注)

Fax: (312) 280-9568

Email: ryoji1@cg.mofa.go.jp

(注)コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。